

建設業における社会保険未加入問題について

(1) 問題解決への取組

建設業界の課題として建設業の魅力アップがあります。

そのためには、福利厚生充実が必要ですが、従業員の社会保険未加入問題については、本人のほかに事業所の費用負担があることから、負担が難しい等の理由で中々解決できませんでした。

国が中心となって指導等を強化して問題解決を図ってきましたが、解決に向けて指導等のレベルではなく、令和2年10月に施行された改正建設業法で、従業員が社会保険に加入していることが建設業の許可条件になりました。

今までは許可申請時に社会保険の未加入者がいても義務ではなかったため、指導等はありませんでしたが許可を取得できました。

しかし、現在は未加入では許可が取得できなくなっております。

これから許可申請をする方は、申請前に必ず従業員の社会保険の加入手続きをしてください。



建設業における社会保険未加入問題について

(2) 労災保険への特別加入

労災保険は、本来、労働者への保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入が認められています。

事業者である一人親方は、この労災保険の特別加入制度を利用することが可能です。

下請等に入っている一人親方について、その加入状況を確認するようにお願いします。

■ 「[社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン](#)」

や**現場入場**についての問合せや相談

→建設業フォローアップ相談ダイヤル

0570-004976

■ 社会保険制度、加入手続き、加入義務のある保険

や法定福利費についての問合せ

→各都道府県社会保険労務士会

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>



建設業退職金共済制度（建退共）について

（１）建設労働者のための退職金制度

建退共制度は、建設現場で働く人たちのために、中小企業退職金共済法という法律に基づき創設された退職金制度です。

（２）建設業界全体の退職金制度

制度に加入している事業主であれば、掛金を納付してもらうことができ、建設業で働いた日数は全て通算され、退職金が支払われる仕組みです。

したがって、建設業の事業主がもれなく建退共制度に加入することが、何より重要です。

（３）詳細

詳しくは、建退共埼玉県支部（電話 048-861-5111）にお問い合わせください。

